

## 第20回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年1月16日(水) 午前9時30分から10時30分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員(20人)

農業委員

1番 埤田 定  
3番 宮内 昭壽  
4番 河村 晴夫  
5番 小林 勉  
6番 田村 尚利  
7番 出穂真奈美  
8番 鬼武 敬子  
9番 繁本 武紀  
10番 藤本 準一  
11番 山本 忠男  
12番 田村 耕一(会長)

農地利用最適化推進委員

1番 小田 博  
2番 城 俊治  
3番 末岡 博  
4番 國弘 久男  
6番 秋山 孝  
7番 西岡 正信  
8番 弘田 靖  
9番 久保田 等  
10番 尾崎 敬一

4 欠席委員

農業委員

(1人)

2番 熊野 茂公

農地利用最適化推進委員(1人)

5番 西村 隆裕

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地  
利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

それでは 只今から第20回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、農業委員2番 熊野 茂公 委員、農地利用最適化推進委員5番 西村 隆裕 委員より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。

本日出席の農業委員は11名、農地利用最適化推進委員は9名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、6番 田村 尚利 委員、7番 出穂 真奈美 委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号 「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」 ご説明申し上げます。

今月の申請は3件でございます。

別紙「位置図」、第3条の番号1をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、大字塩田地内の市役所大和支所から東に約4.4km、に位置する2筆で、地目は田と畑、面積は田が3,116㎡、畑が463㎡です。譲渡の事由ですが、譲渡人は他県へ転居され、当該農地の維持が困難になったため、縁戚関係のある譲受人へ譲渡し管理等一切を任せたい旨申し出があり、譲受人が了解されたものです。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、現在所有、耕作している農地は、自宅から近距離であり、農機具の確保の状況、

農作業に従事する者の状況等から見て、今回取得する農地を合わせて、効率的に耕作を行うことが認められると考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり適用されません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは十分満たしており問題ありません。

続いて第6号の「転貸禁止要件」ですが、当該農地の田について中間管理機構を介して農事組合法人に貸し付けられております。通常貸借権の設定がなされている農地はその契約が解消された後でなければ権利移動はできません。しかし、譲受人が農事組合法人の構成員であり本農地を引き続き当該農事組合法人が耕作する場合特例として許可がされ、本件はこれに当たります。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては西岡委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 西岡委員、補足説明をお願いします。

推進7番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号の1番は原案のとおり決定いたしました。続いて説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号の2番をご説明申し上げます。

申請のあった土地は、大字小周防地内の市役所周防出張所から北西に約1km、に位置する2筆で、地目は田と畑、面積は田が3,079㎡、畑が275㎡です。譲渡の事由ですが、経営基盤安定化のため以前借受け耕作していた事がある当該農地の取得を譲渡人に申し出、相続した当該農地の維持管理に困っていた譲渡人が了解されたものです。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、現在所有、耕作している農地は、自宅から比較的近距離であり、農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、今回取得する農地を合わせて、効率的に耕作を行うことが認められると考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり適用されません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは十分満たしており問題ありません。

続いて第6号の「転貸禁止要件」ですが、これには該当いたしません。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺

農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものではありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては鬼武委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 鬼武委員、補足説明をお願いします。

8番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号の2番は原案のとおり決定いたしました。続いて説明をお願いします。

事務局 それでは、議案番号1号の3番をご説明申し上げます。

申請のあった土地は、大字小周防地内の市役所周防出張所から北に約650m、に位置する1筆で、地目は畑、面積は624㎡です。譲渡の事由ですが、譲渡人は相続した当該農地の維持管理が困難になったため、隣接地に居住する譲受人へ譲渡を申出で、譲受人も経営規模拡大のため了解されたものです。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、現在所有、耕作している農地は、自宅から近距離であり、農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、今回取得する農地を合わせて、効率的に耕作を行うことが認められると考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり適用されません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは十分満たしており問題ありません。

続いて第6号の「転貸禁止要件」ですが、これには該当いたしません。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては久保田委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長

久保田委員、補足説明をお願いします。

推進9番

今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、特に問題ないと考えております。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 1 号の 3 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号の 3 番は原案のとおり決定いたしました。続いて説明をお願いします。

事務局

それでは、議案番号 2 号をご説明申し上げます。

「農地法第 5 条転用許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は、2 件でございます。

それでは、番号 1 からご説明申し上げます。

本件は所有権移転による転用許可申請となっております

申請者ですが、譲受人は市内塩田に住む個人で、譲渡人は当該農地の側に住まいする個人です。

申請のあった土地は、市役所大和支所の東南約 500m の岩田地区に位置する 1 筆で、登記地目は畑、面積は 230 m<sup>2</sup>です。

現在住まいする借家の老朽化から、自己用住宅建築のための適当な用地を探していた譲受人からの取得の申し出に譲渡人が応じたものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、都市計画法に基づく用途区域が設定されている第 3 種農地になります。第 3 種農地は申請がされれば基本的に許可するとされており

ます。ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、自己用住宅ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・



預金残高等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供するのは申請地のみですから、これにも該当しません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が自己用住宅であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、弘田委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 弘田委員、補足説明をお願いします。

推進 8 番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 2 号の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号の1番は原案のとおり決定いたしました。続いて説明をお願いします。

事務局

続きまして、議案第2号の2番をご説明申し上げます。

本件も所有権移転による転用許可申請となっております

申請者ですが、譲受人は申請地横で産業廃棄物処理業他を営む法人で、譲渡人も隣に住まいする個人です。

申請のあった土地は、市役所大和支所の南西約800mの三輪地区に位置する1筆で、登記地目は畑、面積は725㎡です。

事業の拡大に伴い、新たな資材、車輛等の置場が必要となった譲受人が、事業所の隣接地が最適であると考え、所有者である譲渡人へ取得を申し出、譲渡人が応じたものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は都市計画法で規定する用途区域が定められているため第3種農地と判断します。第3種農地は、申請があれば基本的に許可されます。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、資材置場・駐車場ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、

該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供するのは申請地のみですから、これにも該当しません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が資材置場・駐車場であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、城委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 城委員、補足説明をお願いします。

推進 2 番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 2 号の 2 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号の 2 番は原案のとおり決定いたしました。続いて説明をお願いします。

事務局 続きまして、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書（案）をご覧ください。

平成 30 年度 9 号です。

新規が 1 件、2 筆で面積は 1,970 m<sup>2</sup>、更新が 1 件、3 筆で面積が 2,192 m<sup>2</sup>、期間延長が 1 件、6 筆で面積が 6,481 m<sup>2</sup>、合計では 3 件、11 筆で 10,643 m<sup>2</sup>です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。  
つづいて報告をお願いいたします。

事務局

それでは報告第 1 号 「農地法第 5 条転用届出に係る局長専決処理について」 でございます。

今月の届出件数は、1 件ございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

つづきまして、報告第 2 号「非農地証明について」 でございます。

証明願の件数は 1 件ございました。

内容については記載のとおりでございます。

地区担当の委員ほか 2 名の委員と、事務局 1 名による現地調査の結果、

記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

報告は以上でございます。

只今の報告第1号、第2号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと存じます。

以上で第20回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成31年1月16日開催の第20回光市農業委員会総会の議事録である。

平成31年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 \_\_\_\_\_ 印

光市農業委員 \_\_\_\_\_ 印